

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ

号外(二) 平成二十七年 八月十九日

告示

岐阜県告示第四百六十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年八月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 一 (ハ) プロモベンゾニニ b:四・五 b:「ジフラン 四 イル」プロパン ニアミン及びその塩類(通称名 Bromo DragonFLY)
- 2 一 ベンチル N (ニ) フェニルプロパン ニイル) 一 H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類(通称名 CUMYL PINACA)
- 3 一 (五) フルオロベンチル) N (ニ) フェニルプロパン ニイル) 一 H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類(通称名 CUMYL 五 F PINACA)
- 4 一 ベンチル N (ニ) フェニルプロパン ニイル) 一 H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類(通称名 CUMYL PICA)
- 5 一 (五) フルオロベンチル) N (ニ) フェニルプロパン ニイル) 一 H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類(通称名 CUMYL 五 F P ICA)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれが

あると認められるため。
三 指定の効力が発生する日
平成二十七年八月二十日

平成二十七年八月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社